資料1

ベース・レジストリ推進有識者会合の開催について

1　公的基礎情報データベース整備改善計画の策定を含めたベース・レジストリの整備及び利用に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する検討を行うため、ベース・レジストリ推進有識者会合（以下「有識者会合」という。）を開催する。

2　有識者会合の構成員は、次のとおりとする。ただし、座長が、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

構成員

○	安念　潤司	弁護士　中央大学大学院法務研究科　教授
	板谷越 英美	株式会社DATALE　代表取締役
	稲谷　龍彦	京都大学　大学院法学研究科　教授
	扇　裕毅	Japan Digital Design株式会社　Data Advisor
	小川　尚子	日本経済団体連合会　産業技術本部　本部長
	落合　孝文	弁護士　渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
	陰山　克典	日本司法書士会連合会　常任理事（総務）
	片岡　康子	一般社団法人新経済連盟　政策部長
	高倉　健	日本土地家屋調査士会連合会　専務理事
	増島　雅和	弁護士　森・濱田松本法律事務所
	南　博一	田辺市　保健福祉部　やすらぎ対策課　課長

（※　○は座長）

(オブザーバー)

個人情報保護委員会事務局　参事官

総務省　自治行政局　住民制度課長

総務省　自治行政局　市町村課長

法務省　民事局　民事第二課長

法務省　民事局　商事課長

財務省　理財局　国庫課長

３　有識者会合の庶務は、デジタル社会共通機能グループにおいて処理する。

４　前各項に定めるもののほか、有識者会合の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。